

令和 4 年度消費者行政の実績報告

1 消費生活行政の総合的な推進

(1) 広島市消費生活基本計画の推進

消費者施策の進行管理を行い、計画の総合的な調整を図るとともに、第 1 回審議会では、第 3 次広島市消費生活基本計画骨子案についての審議及び令和 3 年度における実施状況等の報告をし、第 2 回審議会では、第 3 次広島市消費生活基本計画素案についての審議をし、第 3 回審議会では、第 3 次広島市消費生活基本計画素案に対する市民意見募集の結果についての報告及び第 3 次広島市消費生活基本計画案についての審議をした。なお、審議会の議事事項は広島市ホームページを活用し公表した。

(2) 広島市消費生活審議会の開催

<開催状況等>

回	開催日	内 容
1	7 月 8 日	議事事項 ・ 第 3 次広島市消費生活基本計画骨子案について 報告事項 ・ 令和 3 年度消費者行政の実績報告 ・ 令和 4 年度消費者行政の事業説明 ・ 第 2 次広島市消費生活基本計画に基づく令和 3 年度消費者施策(個別施策)実施状況報告 ・ 第 2 次広島市消費生活基本計画に基づく消費者施策達成目標の進捗状況報告
2	1 0 月 2 4 日	議事事項 ・ 第 3 次広島市消費生活基本計画素案について
3	1 月 2 5 日	報告事項 ・ 第 3 次広島市消費生活基本計画素案に対する市民意見募集の結果について 議事事項 ・ 第 3 次広島市消費生活基本計画案について

(3) 広島市消費生活審議会消費者教育部会、消費者安全確保部会の開催

広島市消費生活審議会と合同で開催した。

2 消費者の権利の保護

(1) 相談業務体制の整備

消費者トラブルの最新事案、困難事案についての事例検討会を広島県や関係団体と開催し、相談業務体制の強化を図った。

区 分	実施日	内 容
事例検討会への参加	8月10日 11月25日 2月9日	消費者トラブル解決に関する法知識及び困難事案の意見交換（広島県主催、消費者ネット広島実施）

(2) 相談員等の相談対応能力の強化

ア 相談員等の研修の実施

独立行政法人国民生活センター等主催の研修に相談員（12名）を参加させるとともに、広島県等が実施した研修にも参加させた。

イ 法律専門家（弁護士）による相談支援業務

個別の相談事案に関する法的な問題について、相談者及び相談員が弁護士から助言を受けた（年50回）。

(3) 消費者被害の救済

ア 消費生活相談

令和4年度消費生活相談の概要のとおり。

イ 多重債務問題対策

令和4年度の多重債務に関する相談件数は187件となり、令和3年度の191件に比べて4件減少した。

国の「多重債務問題改善プログラム」に沿って、本市の多重債務問題対策を推進するため、弁護士会との連携による無料相談を、平日夕方に2回、祝日午後に1回実施した。

・開催日 12月15日（木）、12月18日（日）、12月22日（木）

(4) 物価安定対策事業

ア 物価情報の提供

物価問題に関する認識を深めるため、生活関連物資の価格調査結果、広島市の費目別消費者物価指数について、ホームページで情報提供を行った。

イ 物価の監視・調査

日常生活に関連の深い日用品や食料品の生活関連物資について、価格動向や需給状況を把握するため、消費生活モニターによる調査を行った。

調査対象品目等	調査方法等
・調査品目（6品目） 紙製ゴミ袋、クラフトテープ、乳幼児用紙おむつ、カセットガスボンベ クリーニング代、ガソリン	小売店での店頭価格調査 ・定店方式 ・毎月月上旬～中旬に1回実施 令和4年7月から3品目追加 （ガソリン、小麦粉、食用油）
・調査品目（8品目） うるち米、鶏卵、キャベツ、ほうれんそう、にんじん、きゅうり 小麦粉、食用油	

(5) 消費生活に関する事業者指導

消費生活相談の際に、随時、事業者に改善を促すほか、「広島市消費生活条例」に基づき、指導に従わない場合には、事業者名の制裁的公表まで行うことを前提とした指導を行っている。

また、消費生活関連法令等に違反する行為を事業者が行っている疑いのある場合には、事業者規制に係る権限のある国、広島県等の関係行政機関への情報提供や被害者の事情聴取への同意取得への協力などを行った。

(6) 電気用品販売事業者等に対する立入検査

ア 「電気用品安全法」に基づく立入検査

広島市域内の販売店1店舗へ立ち入り、「電気用品安全法」に基づいて指定された電気用品及び特定電気用品についてPSEマーク等の表示がない電気用品等が販売又は販売の目的で陳列されていないか検査を行った。

電気用品の区分	電気用品名	検査点数	不適正表示点数
交流用電気機械器具	直流電源装置	1	0
リチウムイオン蓄電池	リチウムイオン蓄電池 (モバイルバッテリー)	2	0
電動応用機械器具	空気清浄機	1	0
電熱器具	電気天火、電気湯沸器	5	0
合 計		9	0

※電気用品のうち、「電気用品安全法施行令」で定められている電気用品及び特定電気用品は、国の定める安全基準をクリアするなどの義務を満たしたことを示すPSEマークなどの表示がないと販売又は販売の目的で陳列することができないこととされている。

特定電気用品



電気温水器
 電熱式・電動式おもちゃ
 電気ポンプ
 電気マッサージ器
 自動販売機
 直流電源装置
 など全116品目

特定電気用品以外の電気用品



電気こたつ
 電気冷蔵庫
 電気歯ブラシ
 電気かみそり
 白熱電灯器具
 音響機器
 リチウムイオン蓄電池
 など全341品目

イ 「消費生活用製品安全法」に基づく立入検査

広島市域内の販売店1店舗へ立ち入り、「消費生活用製品安全法」に基づいて指定された特定製品及び特別特定製品についてP S Cマーク等の表示がない特定製品等が販売又は販売の目的で陳列されていないか検査を行った。

※検査は検査対象品目として指定されている消費生活用製品10品目のうちから1品目を選定し行うものであり、令和4年度はライターを検査品目として選定し立入検査を行った。

製品名	検査点数	不適正表示点数
ライター	2	0
合 計	2	0

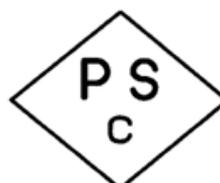
※消費生活用製品のうち、「消費生活用製品安全法施行令」で定められている特定製品及び特別特定製品は、国の定める安全基準をクリアするなどの義務を満たしたことを示すP S Cマークなどの表示がないと販売又は販売の目的で陳列することができないこととされている。

特定製品



家庭用の圧力なべ及び圧力がま
乗車用ヘルメット
登山用ロープ
石油給湯機
石油ふろがま
石油ストーブ

特別特定製品



乳幼児用ベッド
携帯用レーザー応用装置
浴槽用温水循環器
ライター

ウ 「ガス事業法」に基づく立入検査

広島市域内の販売店1店舗へ立ち入り、「ガス事業法」に基づいて指定されたガス用品及び特定ガス用品についてP S T Gマーク等の表示がないガス用品等が販売又は販売の目的で陳列されていないか検査を行った。

ガス用品名	検査点数	不適正表示点数
ガスこんろ	5	0
合 計	5	0

※ガス用品のうち、「ガス事業法施行令」で定められているガス用品及び特定ガス用品は、国の定める安全基準をクリアするなどの義務を満たしたことを示すP S T Gマークなどの表示がないと販売又は販売の目的で陳列することができないこととされている。

特定ガス用品



半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器
半密閉燃焼式ガスストーブ
半密閉燃焼式ガスバーナー
付ふろがま
ガスふろバーナー

特定ガス用品以外のガス用品



開放燃焼式・密閉燃焼式・屋外式
ガス瞬間湯沸器
開放燃焼式・密閉燃焼式・屋外式
ガスストーブ
密閉燃焼式・屋外式ガスバーナー
付ふろがま
ガスこんろ

エ 「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査

広島市域内の販売店2店舗へ立ち入り、「家庭用品品質表示法」に基づいて指定された家庭用品について適正な品質表示の有無等について検査を行った。

家庭用品名	検査点数	不適正表示点数
繊維製品（手袋、ハンカチ）	4	0
合成樹脂加工品（盆）	1	0
電気機械器具（ジャー炊飯器、電気コーヒー沸器）	3	0
雑貨工業品（ティッシュペーパー、鍋）	3	0
合 計	11	0

※家庭用品のうち、「家庭用品品質表示法施行令」で定められている家庭用品については、品質に関し表示すべき事項やその表示方法等を定めている。

適正な品質表示の例

全体表示

綿 100%	羊毛 50% カシミア 50%	COITON 50% ポリエステル 30% 再生繊維（セルロース）20%
〇〇×株式会社 東京都千代田区〇〇町×番地 TEL 03-9999-9999	〇〇×株式会社 東京都千代田区〇〇町×番地 TEL 03-9999-9999	〇〇×株式会社 東京都千代田区〇〇町×番地 TEL 03-9999-9999

分離表示

たて糸 綿 100% よこ糸 レーヨン 100%	地糸 ポリエステル 100% 柄糸 レーヨン 100%	本体 綿 50% 麻 50% 衿 ポリエステル 100%	身頃 綿 100% 袖 牛革
〇〇×株式会社 東京都千代田区〇〇町×番地 TEL 03-9999-9999	〇〇×株式会社 東京都千代田区〇〇町×番地 TEL 03-9999-9999	〇〇×株式会社 東京都千代田区〇〇町×番地 TEL 03-9999-9999	〇〇×株式会社 東京都千代田区〇〇町×番地 TEL 03-9999-9999

3 消費者の自立の支援

(1) 情報提供の推進

ア 消費生活情報紙の発行

消費生活情報や苦情相談の事例等を消費者及び市町等関係機関へ情報提供するため、消費生活情報紙「知っ得なっとく」を年3回、6,600部(年間19,800部)作成・配布した。

- ・事業費 281千円
- ・配布先 区役所、出張所、スポーツセンター、区民文化センター、区社会福祉協議会、民生委員、女性会など

イ 広報番組等を活用した情報提供

広報番組等を有効に活用し、消費生活に関する情報を市民に情報提供した。

- ・テレビ広報番組 3回
 - 5月 1日放送 消費者被害の未然防止
 - 9月 11日放送 エシカル消費をしてみよう
 - 11月 20日放送 悪質商法にご用心
- ・市民と市政
 - 5月 1日号 消費者トラブルにご注意を！
 - 5月 15日号 エシカル消費を意識した生活を
 - 10月 15日号 18歳からは成年です

ウ ホームページ等による消費生活に関する情報提供

広島市ホームページ、SNSにおいて、増加している悪質商法や緊急情報などの消費者に対する注意喚起等を適宜行った。

- ・ホームページ掲載内容
 - コロナ禍での消費者被害の注意喚起
 - 訪問買取に係る消費者被害の注意喚起
 - 知っ得なっとくの掲載 など
- ・SNS 掲載内容
 - 消費者力向上キャンペーンの実施
 - 消費者大学の受講生の募集
 - おやこ消費者学習会の開催
 - 帰省したら実家がリフォーム！？
 - 浄水器の訪問販売に注意！
 - ネットで探したロードサービスで高額請求
 - 高齢者を狙う電話勧誘に注意！
 - 電力自由化センターを名乗る不審な電話に注意！ など



エ 消費者啓発パンフレット等の作成・配布

消費者被害の未然防止及び消費者契約の知識普及のため、啓発動画を作成し、当センター展示コーナーのデジタルサイネージで放映した。また消費者啓発パンフレット等を購入し、小・中・高等・中等教育・特別支援学校、出前講座受講者、消費生活サポーター、地域包括支援センター、消費生活協力団体などに配布した。

消費者啓発パンフレット

名 称	内 容	作成・ 購入部数(部)
新成人のためのステップアップガイド	新成人を対象に、「成人したら何が変わるのか」等、消費生活に関わることを中心に解説	3, 0 0 0
ぼくたち、わたしたしのくらしを考えよう	小学生を対象にした消費者教育パンフレットで、「消費者ってなに?」「商品の選び方」「地球に優しい生活」「ネットの安全な使い方」について解説	8 0 0
つくろう!消費者が主役の社会	高校生を対象にした消費者教育読本で、高校生が消費者であることを自覚し、「消費者市民社会」を形成する消費者になるための考え方や具体的な行動を紹介	3 0 0
成年(オトナ)になったらできること	18歳で成年となる若者を対象に、「成年」になると何が変わるのか、何ができて何ができないのかを分かりやすく説明	7, 5 0 0
スマホを使うときはこんなことに注意しよう!	子どもやその保護者を対象に、スマホを使用する際の心得や、親が注意すべきポイントなどを、子どもの年代別に紹介	2, 0 0 0
小学生も消費者	小学生やその保護者を対象に、買い物をする際の注意点やインターネットトラブルについて紹介	1 2, 0 0 0
中学生も消費者	中学生やその保護者を対象に、買い物をする際の注意点やインターネットトラブルについて紹介	1 2, 0 0 0
気づいてつないで守る高齢者の消費者トラブル	高齢者や高齢者を見守る人を対象に、高齢者の消費者トラブルを減らすために、誰にでもできる「気づいて、つなぐ」見守り活動の流れを紹介	2, 0 0 0
消費生活見守りサポーターHANDBOOK	消費生活見守りサポーターを対象に、主な活動内容やその方法、見守りのコツ、またサポーターに是非知っておいてほしい消費者関連の法律の知識などを紹介	1, 0 0 0

消費者啓発物品

名 称	内 容	作成部数(部)
啓発用うちわ	消費者ホットライン188の連絡先入りうちわ	2, 0 0 0
啓発用エコバッグ	消費者ホットライン188の連絡先入りエコバッグ	1, 0 0 0
啓発用ボールペン	広島市消費生活センターの連絡先入りボールペン	1, 5 0 0
啓発用クリアファイル	広島市消費生活センターの連絡先入りクリアファイル	2, 0 0 1
啓発用動画	消費生活に関する30秒の啓発用動画	3
啓発用DVD	子供から高齢者に対応した出前講座および貸出用DVD	4
啓発用ゲーム	様々な悪質商法の事例とその基本的な対処・対策について、楽しみながら学べる教材	1 0

オ 消費生活パネルの展示・貸出及び啓発図書等の貸出

消費生活センターの展示コーナーに相談事例、危害・危険情報、衣食住、保険、法律、経済の各分野にわたるイラスト入りパネルを展示するとともに、パネルの貸し出しを行い、消費生活に関する基礎的な知識の普及に役立てた。

パネル展示、貸出状況

区分	場所	内容
展示	消費生活センター	時期に応じて、相談の多い事例の啓発パネルや即時性のある注意喚起情報等を随時入れ替えながら展示
貸出	公民館	公民館3か所に延べ32枚貸出

カ 全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O-N E T）を活用した情報収集

独立行政法人国民生活センターとのオンラインネットワークを活用し、全国的な消費生活相談情報や危害情報の早期把握に努め、被害拡大の防止を図った。

また、当センターが収集した各情報をシステムに蓄積することにより、相談データの管理・検索の効率化を図った。

キ その他

必要に応じて相談者が確認できるよう、図書、雑誌等を収集するとともに、デジタルサイネージによる啓発動画を放映することにより、消費生活に関する情報の提供を行った。

資料種別	内容
図書	衣食住や経済・法律等、消費生活に関するもの
雑誌	月刊や季刊の一般誌、専門誌
新聞	全国紙2紙、地方紙1紙
行政資料	国民生活センター、地方自治体の発行するパンフレットや冊子等
その他	業界、消費者団体等で発行するパンフレットや冊子、DVD等



(2) 消費者教育・啓発

ア 啓発

(7) 消費者力向上キャンペーン事業の開催（消費者月間事業）

区 分	開 催 期 間 等
消費者力向上キャンペーン in マツダスタジアム	開催期間：6月28日 実施内容：啓発グッズの配布、啓発パネルの展示、大型モニターへ消費者被害防止PR動画を放映
区役所・公民館でのパネル展示等	開催期間：年間を通じて実施（5月の消費者月間では、区役所で啓発動画を放映） 開催場所：中区役所、東区役所、南区役所、西区役所、安佐南区役所、安佐北区役所、安芸区役所、佐伯区役所、南観音公民館、戸坂公民館、二葉公民館



マツダスタジアムにて動画放映



マツダスタジアムにて配布した啓発グッズ



マツダスタジアム展示ブース



佐伯区役所パネル展示

(イ) 消費生活出前講座の開催

市内の学校、高齢者団体、町内会など各種団体等からの申し込みにより消費生活専門相談員等を講師として派遣し、消費生活に関する法律知識等の普及啓発を行うことにより、「自立した消費者」の育成を図った。

- ・委託先 公益社団法人広島消費者協会
- ・実施回数 37回
- ・実施時間数 53.5時間
- ・受講者数 1,189人
- ・事業費 2,049千円

※高齢者サロンワーキング事業の実績を含む

・受講者アンケート結果

受講者からアンケートを回収した割合80.9%

講義内容を今後「役立てていきたい」「少しは役立てていきたい」と回答した割合95.0%

(ウ) 食材配達サービスを利用した消費者への情報提供事業

一般消費者向けに作成した消費者被害についてのチラシ80,000部を、生協ひろしまに食材配達時にあわせて配布してもらうことにより、消費者被害に関する注意喚起を行った。

- ・事業費 209千円

なぜ? こんなはずじゃ! どうしたらいいの...そんなときは

広島市消費生活センターにご相談ください!



国の機関からメールが届き、お金を支払うよう書いてある。

注文した覚えのない商品が届いた。

通販で注文したら定期購入契約になっていた。

消費者金融に借金がありこれ以上返済できない。

子供が勝手にオンラインゲームに課金してしまった。

副業サービスに登録してテキストを買わされたが儲けなかった。

広島市消費生活センターでは、広島市にお住まいの方の消費生活に関するご相談を受け付けています。

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階 (開館時間)10時~19時 (休館日)火曜日、12月29日~1月3日

☎082-225-3300 (消費生活相談専用)

相談無料 秘密厳守です

SNSの広告から注文したら定期契約だった!

相談事例
SNSの広告で、「シワがきれいになくなる」という美容クリームがお試し価格の500円で販売されていたので注文した。商品が届き、代金はコンビニで支払った。しかし、2週間後に再び同じ商品が届き、定価の25,000円の請求書が同封されていた。

アドバイス
低価格のお試し料金が記載されている広告は、「定期購入になっていないか」、「2回目以降の価格や解約の条件はどうなっているか」等、注文前に内容をよく確認しましょう。「気づかないうちに定期購入契約になっていた」といった事例が多くあります。SNS広告から注文した場合は、その後同じ広告が表示されず、購入時の表示内容が確認できない場合があります。注文する際には、表示された内容をスクリーンショットで保存しておきましょう。

「簡単な副業で高収入」という勧誘に注意!

相談事例
インターネットで副業を検索し、一番上位に表示された「データ入力等の簡単な在宅ワークで高収入」という副業サイトに会員登録することにした。業者の指示に従い、メッセージアプリで会員登録すると、「マニュアルを286,000円で購入してください」というメッセージが届いた。振込先は外国人の個人名義の口座であったが、振込期限が近づいたため慌てず振り込んだ。届いたマニュアルは、副業とは全く関係のない内容で、業務の説明もなく、その後の連絡が途絶えた。

アドバイス
簡単に高収入を得られることはありません。簡単な掛け話をきっかけにソフトウェアやコンサルティングなどを高額で契約せられる場合があるので注意が必要です。相手との連絡手段がSNSのみの場合、相手から一方的に連絡を絶たれ、一切連絡が取れなくなる場合があります。代金を一度支払ってしまうとトラブルになった際に取り返すことが困難な場合があるので、副業を行うために多額の負担を求められる契約には、慎重な判断が必要です。

お金を払ったり、契約したりする前にもまず相談!
消費生活に関することで困ったときは、広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター ☎082-225-3300 (消費生活相談専用)

イ 消費者教育の推進

(7) 消費者大学の開講

消費者問題に対する関心を持ち続ける消費者を増やし、消費者活動を担える人材を育てることを目指す消費者大学を開講した。

- ・開講実績 8回講座（2時間/回）を開講 [公益社団法人広島消費者協会へ委託]
- ・事業費 67千円

開講日	テーマ	講師	受講者数 (人)
10月30日	オリエンテーション 消費者の役割（消費者問題、 消費者行政など）	広島市消費生活センター 藤本 忠承 所長 河中 由紀 消費生活相談員	15
11月6日	契約（契約の基本、関連法、 クーリング・オフ、インター ネット取引、電子契約、トラ ブルの多い商法など）	鯉城総合法律事務所 弁護士 原田 武彦 氏	12
11月13日	インターネット（パソコン・ スマートフォンのセキュリテ ィ対策など）	独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター （IPA/ISEC）企画部 セキュリティリテラシー支援グループ 主幹 石田 淳一 氏	8
11月20日	生活設計（金融商品、保険、 決済方法、税金、多重債務、 相続・遺言など）	広島県金融広報委員会 金融広報アドバイザー（ファイナンシャルプランナー） 倉橋 孝博 氏	12
11月27日	衣生活（繊維と布の種類、衣 服の管理、クリーニング、表 示、安全性など）	広島女学院大学人間生活学部生活デザイン 学科 准教授 檜崎 久美子 氏	9
12月4日	食生活（健康と栄養、食品安 全、食品表示など）	広島市健康福祉局保健部健康推進課 専門員（管理栄養士）高村 恵 氏 広島市健康福祉局保健部食品保健課 課長補佐 藤本 美香 氏	10
12月11日	くらしの安全（製品安全4 法、リコール、製品事故な ど）	中国経済産業局産業部消費経済課製品安全 室 製品安全専門職 高橋 洋佑 氏 独立行政法人製品評価技術基盤機構 （NITE） 中国支所長 東瀬 貴志 氏	10
12月18日	環境（地球環境、環境政策、 エネルギー、循環型社会、環 境と暮らしなど） 懇談会（今後の抱負、消費者 協会の紹介など） 修了式	広島県環境県民局環境政策課 主査 沖本 真朗 氏 公益社団法人広島消費者協会理事	8
延べ受講者数			84

(イ) 学校教育における消費者教育の推進

a メール通信「消費者教育情報」の配信による学校等への情報提供

市立小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校へ最新の消費生活情報の提供を行った。

- ・ 配信実績 8回
- ・ 配信内容

発行年月日	内 容
5月12日	「消費者教育情報」第1号 「小学生も消費者（小5用）」「中学生も消費者（中2用）」の配付について、「おやこ消費者学習会」の案内、教員向け研修会への講師（弁護士）派遣、出前講座の案内、「令和4年度電気通信サービスQ&A」の配付について
7月11日	「消費者教育情報」第2号 令和4年度「子どもの事故防止週間」について、消費者庁消費者教育ポータルサイトについて、教員向け研修会への講師（弁護士）派遣、出前講座の案内
9月1日	「消費者教育情報」第3号 啓発資料「これならできる！消費者教育」について、DVD等の貸し出しについて、消費者教育アドバイザー派遣について、「カーブ家のひろしま生活」番組紹介、10月食品ロス削減月間ポスター、出前講座の案内
10月14日	「消費者教育情報」第4号 消費者教育に活用できるゲームの貸出について、消費者トラブル相談事例について、祝！市商高校「エシカル甲子園」本選出場、出前講座の案内、子どもサポート情報「18歳から大人に クレジットカードの使い方を考えよう」、消費者大学について
11月24日	「消費者教育情報」第5号 出前講座の紹介（今年度の様子）と案内、「社会の扉」改訂について、市商高校出場「エシカル甲子園」、子どもサポート情報「暗号資産を使った投資話に注意」、日本クレジット協会ウェブサイトの紹介
12月16日	「消費者教育情報」第6号 出前講座の紹介（今年度の様子）と案内、ゲーム課金のトラブルを防ぐには（国民生活センター）、子どもサポート情報「推しに会えない可能性も！転売チケットの購入トラブル」
1月23日	「消費者教育情報」第7号 出前講座の紹介（今年度の様子）と案内、広島市小学校教育研究会 A 家庭科部会の授業研究紹介、子どもサポート情報「子どもを乗せた自転車 転倒に注意」
2月22日	「消費者教育情報」第8号 高校生向けテキスト「つくろう！消費者が主役の社会」の紹介、中学生向けリーフレット「考えよう！私たちの消費生活」の紹介、「投資信託ガイド」無償提供について、子どもサポート情報「賃貸アパート退去時の原状回復トラブルに注意」

b 教職員のための消費者教育に関する研修会

令和4年11月11日に「令和4年度教員を対象とした消費者教育講座（国民生活センター）」の受講のため、島根県松江市へ小・高等学校教職員2名を派遣した。

令和4年8月19日に「令和4年度消費者教育推進のための研修（国民生活センター）」の受講のため、大分県大分市へ消費者教育コーディネーター1名を派遣した。

令和5年3月27日に「教員・消費者教育コーディネーター対象 第6回消費者教育実践セミナー」の受講のため、東京都港区へ消費者教育コーディネーター1名派遣した。

(ウ) 消費生活サポーター養成講座の開講

高齢者等を消費者被害から守るための見守り活動を担う人材の育成のため、消費者問題に関する専門知識や見守り活動のあり方を学ぶための講座をオンラインで開講した。

- ・実施日 2月1日（水）～2月15日（水）
- ・開講実績 受講者8人（うちサポーターへの登録5人）
- ・事業費 26千円 ※登録者数：115人（令和5年3月31日現在）

(イ) 新成人向けの消費者教育講習会等

成年年齢の引き下げにより新たに成年になる者等を対象に、外部講師を招き、消費者教育の講習を行った。また、広島市二十歳を祝うつどいにおいて、消費者被害に関するパンフレット等を配布した。

- ・実施回数 31回（小学校8校、専門学校4校、大学2校）
- ・受講者数 1,495人
- ・事業費 875千円

(オ) 小学生向け夏休み研究学習会の開催

小学4年生から6年生とその保護者を対象に、夏休みに金融広報委員会から講師を招き、「買い物名人になろう」というテーマで学習会を開催した。

- ・実施日 令和4年8月7日
- ・開催実績 参加者 小学4～6年の親子13組 26人
- ・事業費 14千円

(カ) 子ども向けイベントへの参画・出展による消費者教育

「環境の日～ひろしま大会～」へ参画・出展する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止によりオンライン開催となったため、出展することができなかった。

(キ) 小・中学生の消費者トラブル予防のための啓発チラシの配布

小・中学生の消費者トラブル予防のための啓発チラシを、市立小・中・中等教育・特別支援学校、私立小・中学校の児童・生徒に約25,000部配布した。

小学生向け



中学生向け



ウ エシカル消費（倫理的消費）の推進

持続可能な社会の形成のために、人や社会、環境、地域に配慮した消費行動を行うよう、次代の担い手である若年層を始め、広く市民に対し、広報紙などを通じた意識啓発に取り組んだ。

(7) 広報紙

市民と市政「エシカル消費を意識した生活を」（5月15日号掲載）

(4) 展示ブース出展

マツダスタジアムでのブースにてパネル展示とチラシ配布を行った。（6月28日実施）

(ウ) 広報番組

カープ家のひろしま生活「エシカル消費をしてみよう」（9月11日放送）

(3) 高齢者の消費者被害の防止強化事業

ア 高齢者用ステッカーの配布

高齢者の消費者被害の未然防止を図るため、消費生活センターの電話番号や「訪問販売・訪問購入お断り」を記載したステッカーを高齢者向け消費生活出前講座等を通じて、約12,000部配布した。



イ 高齢者等の消費者被害防止対策講座の開催

高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るために、高齢者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者（民生委員児童委員協議会や地域包括支援センター）に対する講座を実施した。

- ・実施回数 11回
- ・実施時間数 13.5時間
- ・受講者数 275人
- ・事業費 352千円

ウ 配食サービスを利用した高齢者への情報提供事業

広島市高齢者配食サービス事業者に、高齢者の消費者被害についてのチラシ等を提供し、同サービスを利用している地域の高齢者に対し、食事と合わせてチラシを配付することで、消費者被害に関する注意等を促した。

- ・発行回数 12回
- ・発行部数 48,000部
- ・事業費 673千円
- ・内容

発行月	内容	
	表	裏
5月	動画のサブスク	投資信託等の勧誘
6月	クーリング・オフ通知の出し方	ネット広告で見た不用品回収
7月	鍵の開錠	「置き配」でのトラブルに注意
8月	靈感商法	定期購入
9月	利殖商法	リボ払い
10月	注文後の特別割引クーポン	クラウドファンディングの注意点
11月	送り付け商法	プロパンガスの強引な契約変更
12月	訪問買取	ネットバンキングでの還付金詐欺
1月	チケット転売サイト	老人ホームの入居権詐欺
2月	ロマンス投資詐欺	高齢者サポートサービス
3月	偽の通販サイト	フリマサイトの受取評価
3月	不用品回収	シルバーカーの選び方・使い方

エ 高齢者への消費生活相談周知事業

高齢者に消費生活センターを周知し、消費生活相談につなげることで、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るために、高齢者いきいき活動ポイント事業等の通知送付時にあわせ、啓発チラシを配布した。

- ・対象者 65歳以上の市民
- ・発行回数 1回
- ・発行部数 271,300部
- ・事業費 484千円



オ 高齢者サロンワーキング事業

高齢者が日常的に集う場（サロン等）を活用し、消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた講習を行った。

カ 消費生活協力団体育成のための見守り講座等

新規委嘱団体を対象に、見守り講座をオンラインで実施した。

・新規委嘱団体数 1 団体（累計 130 団体）（令和 5 年 3 月 31 日現在）

(4) 消費者団体等の活動の促進

ア 消費者団体等の育成・指導

公益社団法人広島消費者協会が実施する教育活動、調査研究活動、地区活動等に対する事業補助を行うとともに、常勤職員人件費の補助を行った。

補助事業費計	5, 178 千円
（・事業補助	217 千円
・常勤職員人件費補助	4, 961 千円

公益社団法人広島消費者協会補助事業内容 (単位：千円)

区 分	事 業 内 容	事業費	市補助金額
教育・広報活動	会報の発行、啓発事業実施等	165	217
調査研究・監視活動	各種研究・調査実施、企業との対話等	42	
地区活動	地域学習会、地区連絡協議会の開催等	52	
会員の資質向上	リーダー派遣・育成事業等	175	
事務局費等	常勤職員人件費等	4, 961	4, 961
合 計		5, 395	5, 178

イ 消費者の自主活動の場の提供

消費生活に関する研修や消費者の自主活動の場を提供するため、研修室（40名収容）を無料で貸し出した。

研修室利用状況

区 分	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
利用回数(回)	142	114	126	184	179
利用者数(人)	1, 945	1, 589	866	1, 179	1, 356

4 令和4年度（2022年度）広島市市民意識調査の結果

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

本市の施策や事務事業について、今後の進め方を検討するための基礎資料とする。

（消費生活に関する設問は39問中2問（問34、問35））

イ 方法

調査対象：令和4年（2022年）11月30日現在広島市内に在住する男女（18歳以上）

調査方法：広島市住民基本台帳より無作為に抽出した5,000人

調査期間：令和5年（2023年）1月13日（金）～2月10日（金）

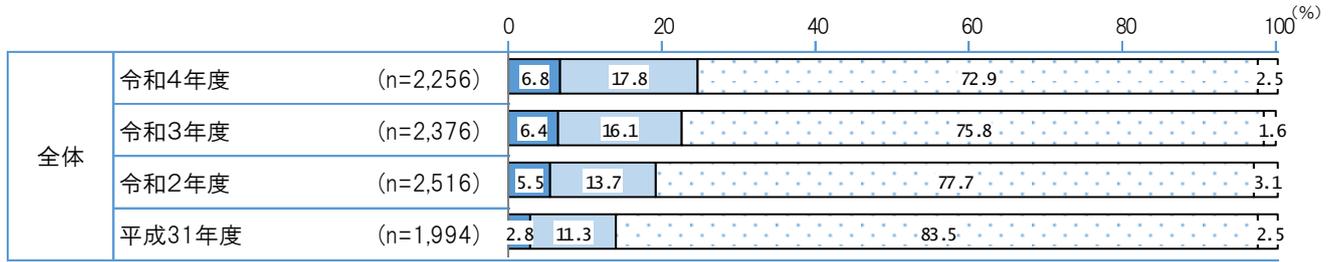
有効回収数：2,256件（有効回収率45.1%）

(2) 調査の結果（抜粋）

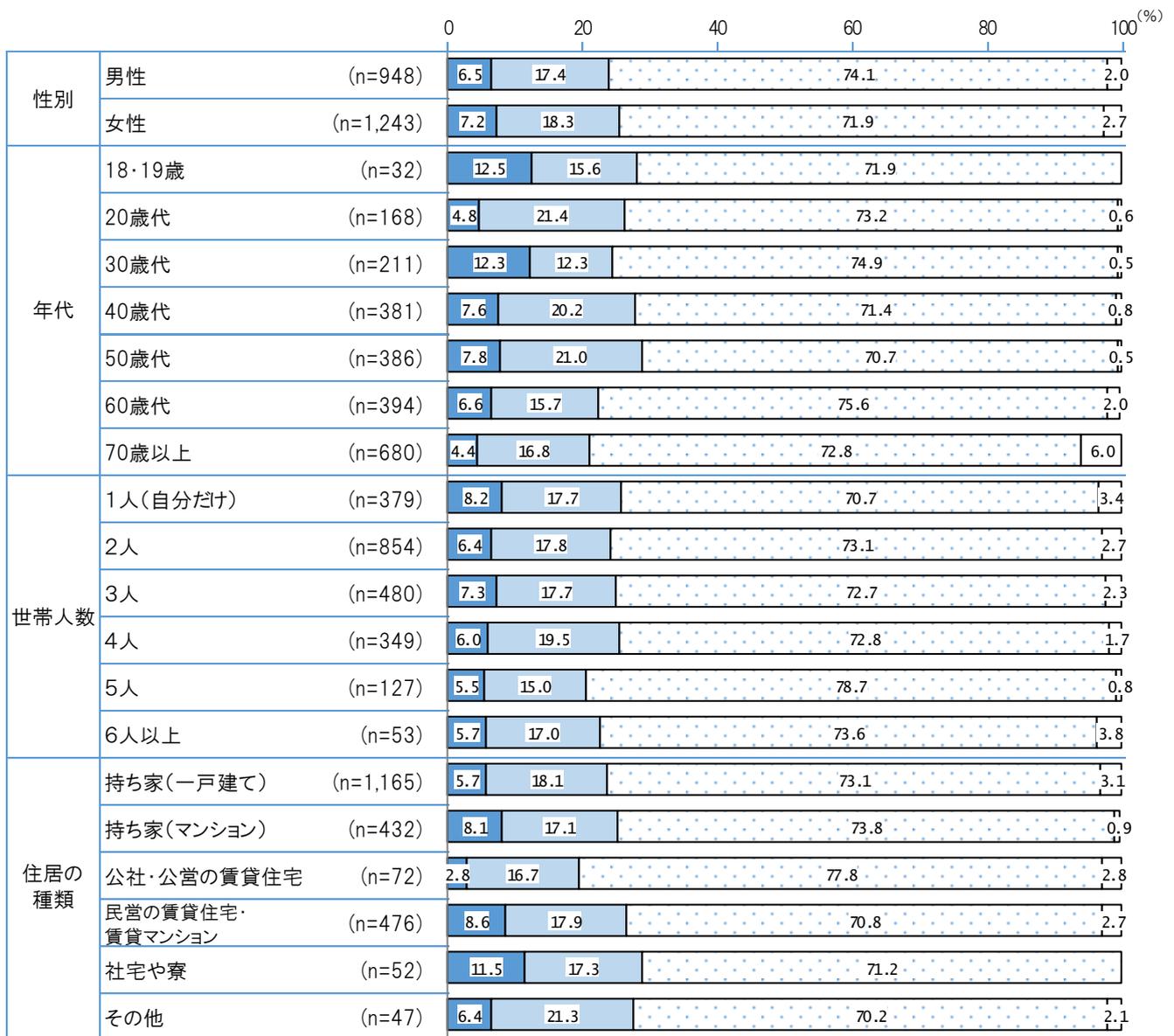
次のとおり

問34 あなたは、「倫理的消費（エシカル消費）（※）」という言葉を知っていますか。

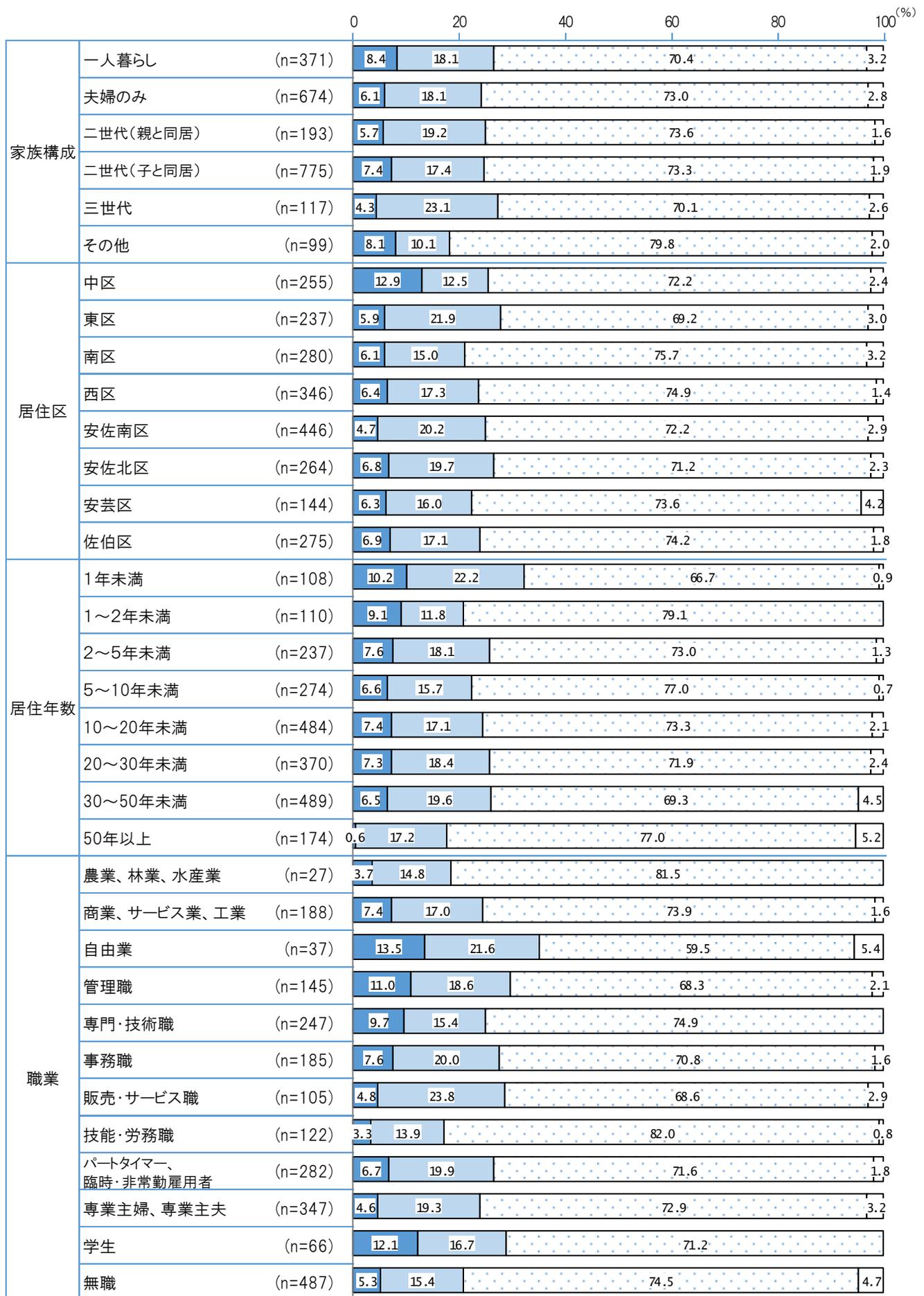
※ 消費者が、人や社会、環境、地域に配慮した商品やサービスを選んで消費すること。



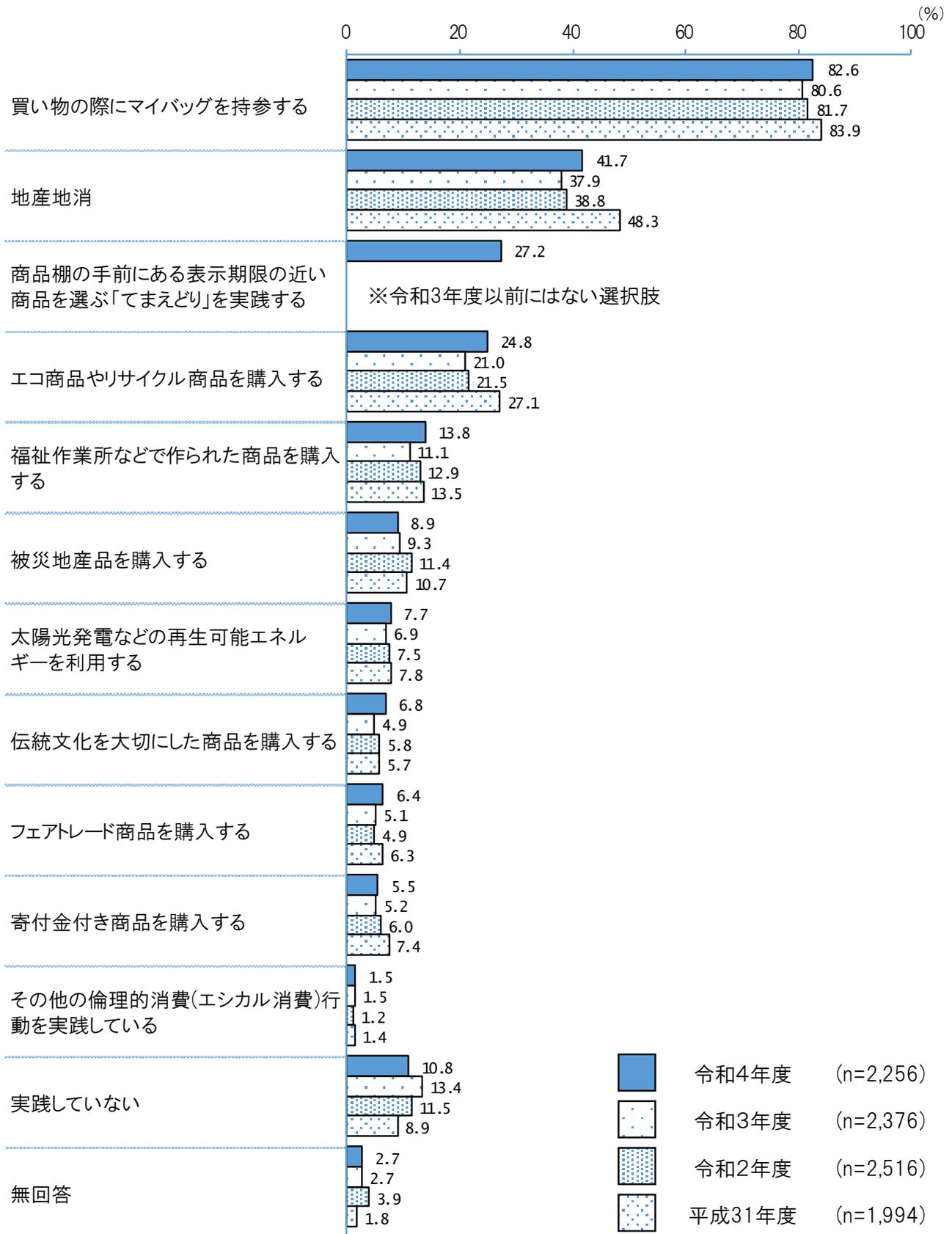
■ 言葉や意味を知っている ■ 聞いたことがある ■ 知らない ■ 無回答



■ 言葉や意味を知っている ■ 聞いたことがある ■ 知らない ■ 無回答



問35 次に掲げる行動（倫理的消費（エシカル消費））で、あなたが普段から実践しているもの
があれば、いくつでも○を付けてください。

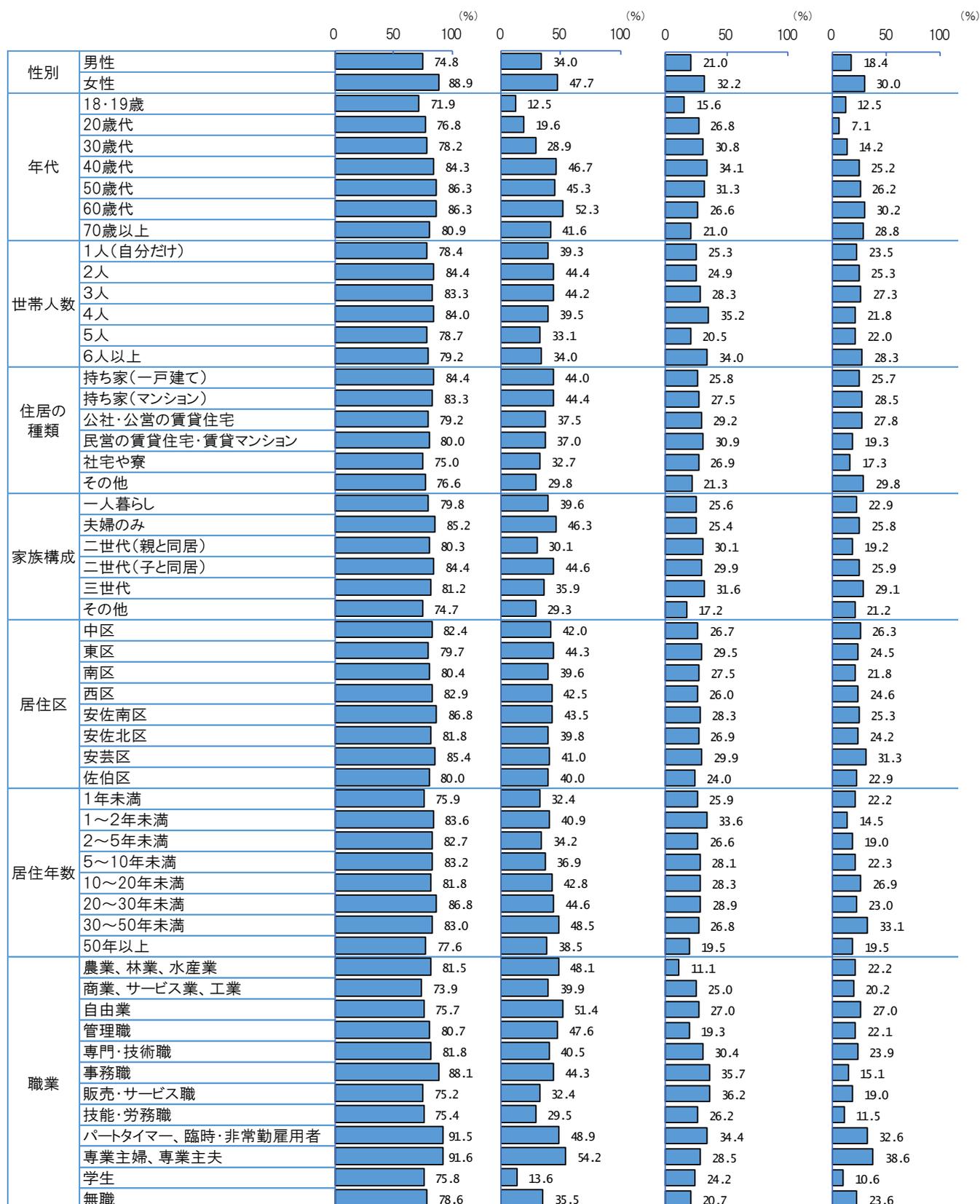


買い物の際にマイ
バッグを持参する

地産地消

商品棚の手前にある
表示期限の近い商
品を選ぶ「てまえど
り」を実践する

エコ商品やリサイクル
商品を購入する



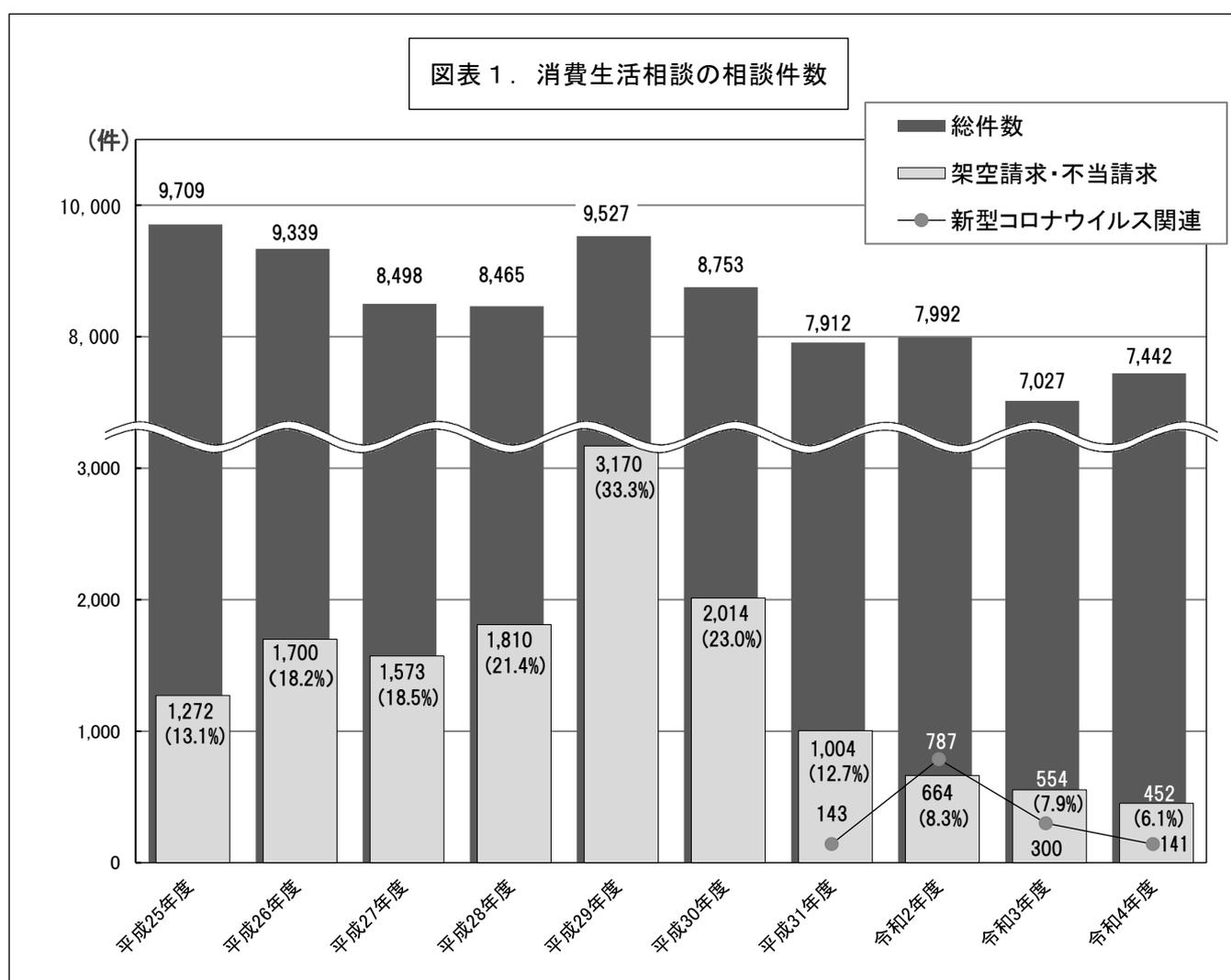
令和4年度消費生活相談の概要

1 消費生活相談の相談状況

(1) 消費生活相談の相談件数

令和4年度に広島市消費生活センターに寄せられた相談は全体で7,442件となり、前年度に比べ415件増加した。なお、「新型コロナウイルス感染症」に関連する相談は、141件だった。

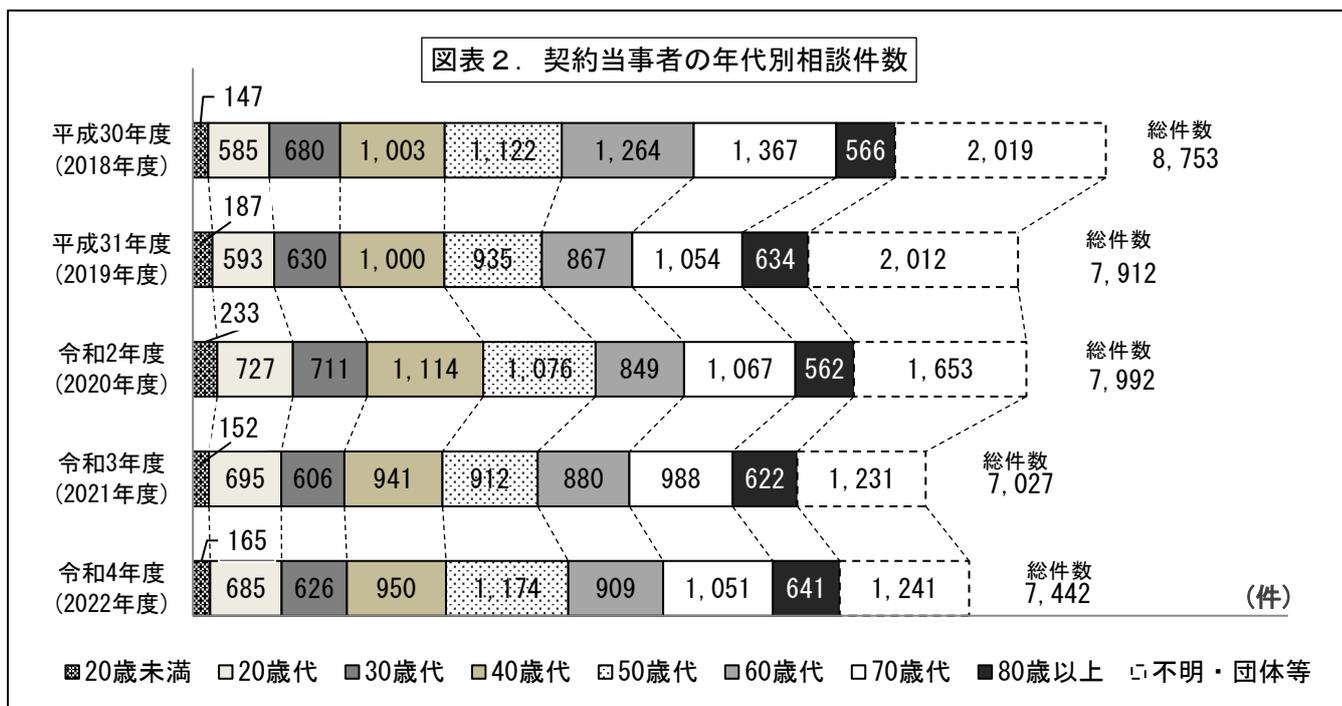
「架空請求・不当請求」の相談は、452件（総件数の6.1%）であり、前年度に比べ102件減少した。平成29年には総件数の33.3%を占めていたが、その後、毎年度減少している。



(2) 年代別の相談推移

令和4年度の相談件数は、前年度に比べ「20歳代」が10件減少したが、「50歳代」が262件、「70歳代」が63件、「60歳代」が29件、「30歳代」が20件、「80歳以上」が19件、「20歳未満」が13件、「40歳代」が9件増加した。

また、令和4年度の年代別の相談割合は、「50歳代」が15.8%と全年代で最も多かった。



2 商品・役務別の相談状況

(1) 商品・役務別の相談件数

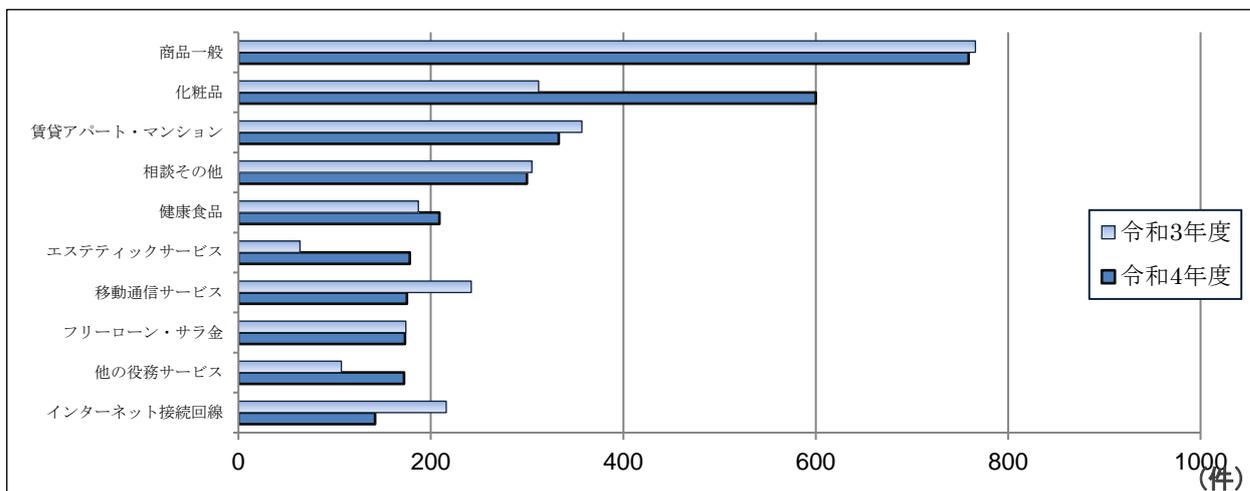
令和4年度の相談件数は、架空請求などの「商品一般」に区分される相談が前年と同様に最も多かったが、前年度に比べ7件減少している。

相談件数が減少したのものとしては、「賃貸アパート・マンション」が24件（93.3%）、「移动通信サービス」が67件（72.3%）、「インターネット接続回線」が74件（65.7%）減少した。

相談件数が増加したのものとしては、「化粧品」が288件（192.3%）、「健康食品」が22件（111.8%）、「エステティックサービス」が114件（278.1%）、「他の役務サービス」が65件（160.7%）増加した。

図表3. 商品・役務別の相談件数(上位10位)

順位	区分	令和4年度 (件)	令和3年度 (件)	前年度 差 (件)	前年度 比 (%)	主な内容
1	商品一般	759	766	▲7	99.1	公的機関や債権回収業者を騙った架空請求はがきやメール、宅配会社を騙った不在配達メール、代引きで届いた頼んだ覚えのない商品など
2	化粧品	600	312	288	192.3	意図しない定期購入、基礎化粧品、シャンプー、除毛剤、ファンデーションなど
3	賃貸アパート・マンション	333	357	▲24	93.3	賃貸アパートの契約、修理代、原状回復に関するトラブルなど
4	相談その他	300	305	▲5	98.4	個人間のトラブル、労働問題、アンケート調査、交通事故など
5	健康食品	209	187	22	111.8	意図しない定期購入、ロイヤルゼリー、ダイエットサプリなど
6	エステティックサービス	178	64	114	278.1	美容エステや脱毛エステの契約など
7	移动通信サービス	175	242	▲67	72.3	携帯電話サービス、モバイルデータ通信など
8	フリーローン・サラ金	173	174	▲1	99.4	消費者金融・クレジットカード会社からのローン(借金)の整理、過払い金請求など
9	他の役務サービス	172	107	65	160.7	パソコンのウイルス対策、占いサイトなど
10	インターネット接続回線	142	216	▲74	65.7	プロバイダー、インターネット回線の電話勧誘販売など
	その他	4,401	4,297	104	102.4	
	合計	7,442	7,027	415	105.9	



(2) 年齢構成別の商品・役務別の相談件数

ア 若年層（30歳未満）

令和4年度の総件数は850件で、前年度に比べ3件増加した。美容エステや脱毛エステの契約などの「エステティックサービス」の相談が最も多く、次いで賃貸アパートの契約、原状回復に関するトラブルなどの「賃貸アパート・マンション」の相談が多かった。

イ 一般層（30歳代～50歳代）

令和4年度の総件数は2,750件で、前年度に比べ291件増加した。乳液や化粧クリーム、シャンプーの定期購入などの「化粧品」の相談が最も多く、次いで迷惑メールや不審な電話、架空請求などの「商品一般」の相談が多かった。

ウ 高齢層（60歳以上）

令和4年度の総件数は2,601件で、前年度に比べ111件増加した。「商品一般」の相談が最も多く、次いで「化粧品」の相談が多かった。

図表4. 年齢構成別の商品・役務別の相談件数（上位5位）

若年層（30歳未満）						
	令和4年度（総件数 850件）		令和3年度（総件数 847件）		令和2年度（総件数 960件）	
順位	区分	件数	区分	件数	区分	件数
1	エステティックサービス	127	内職・副業その他	71	デジタルコンテンツその他	71
2	賃貸アパート・マンション	60	賃貸アパート・マンション	56	賃貸アパート・マンション	63
3	インターネットゲーム	41	エステティックサービス	45	健康食品	61
4	商品一般	39	電気	44	商品一般	47
5	内職・副業その他	35	インターネットゲーム	43	エステティックサービス	46

一般層（30歳代～50歳代）						
	令和4年度（総件数 2,750件）		令和3年度（総件数 2,459件）		令和2年度（総件数 2,901件）	
順位	区分	件数	区分	件数	区分	件数
1	化粧品	273	商品一般	211	商品一般	268
2	商品一般	232	賃貸アパート・マンション	154	相談その他	196
3	賃貸アパート・マンション	144	化粧品	118	健康食品	188
4	相談その他	89	相談その他	108	賃貸アパート・マンション	160
5	健康食品	87	フリーローン・サラ金	93	デジタルコンテンツその他	122

高齢層（60歳以上）						
	令和4年度（総件数 2,601件）		令和3年度（総件数 2,490件）		令和2年度（総件数 2,478件）	
順位	区分	件数	区分	件数	区分	件数
1	商品一般	340	商品一般	354	商品一般	338
2	化粧品	261	化粧品	142	健康食品	115
3	相談その他	92	インターネット接続回線	102	化粧品	104
4	健康食品	85	移动通信サービス	97	デジタルコンテンツその他	102
5	移动通信サービス	74	健康食品	82	相談その他	80

※令和3年度からは、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）の改訂により、「デジタルコンテンツその他」等、商品別分類の区分が変更されている。

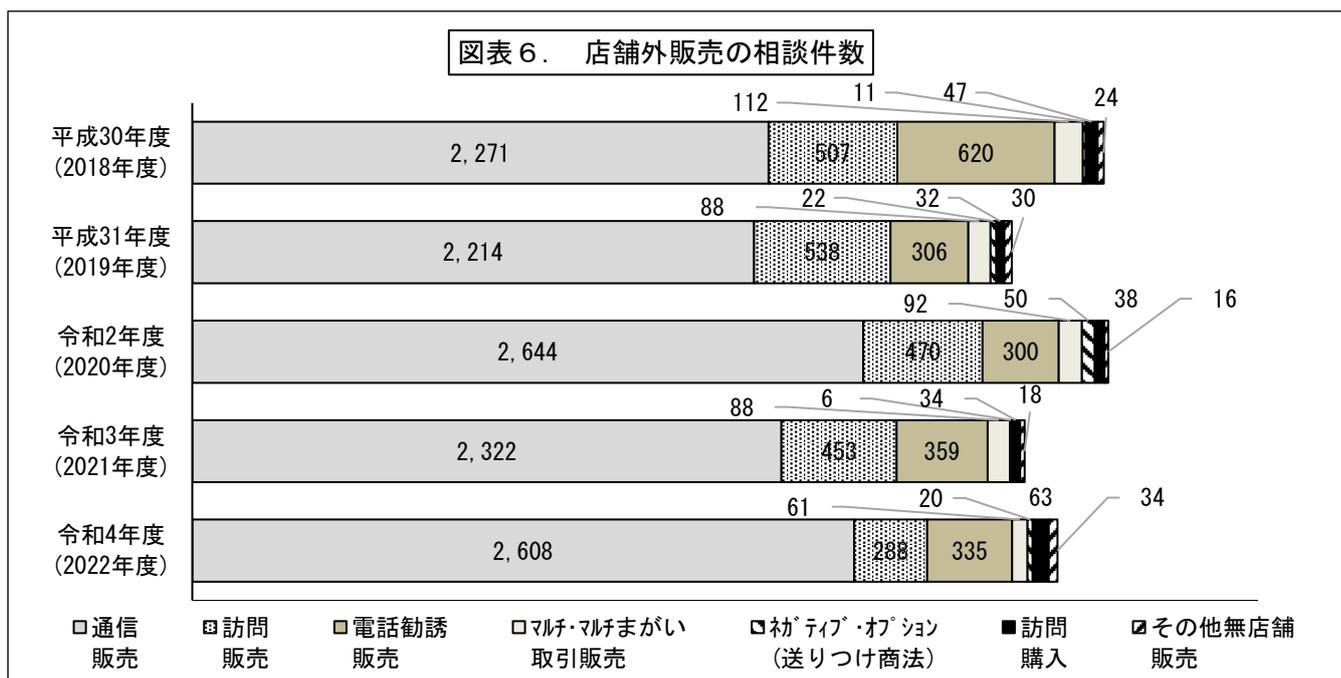
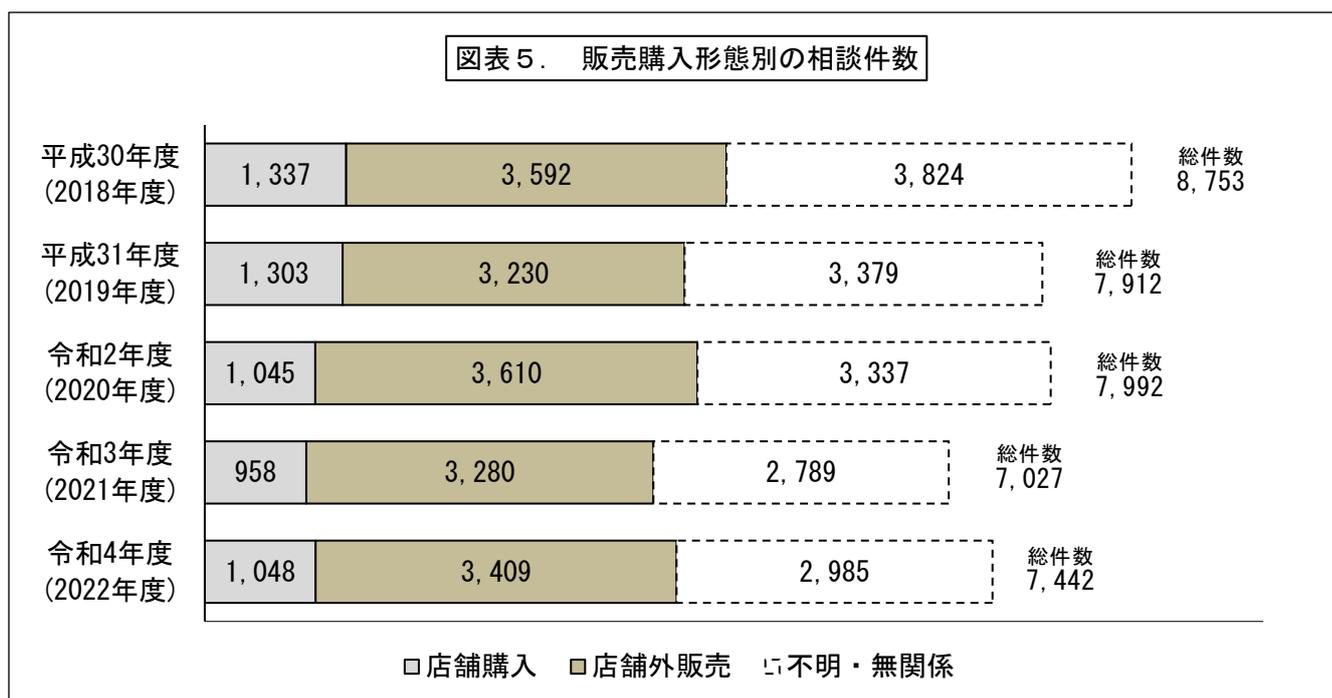
3 販売購入形態別の相談状況

(1) 販売購入形態別の相談件数

令和3年度の相談件数は、店舗購入の相談件数は1,048件となり、前年度に比べ90件増加した。

店舗外販売の相談件数は、3,409件となり、前年度に比べ129件増加し、消費生活相談の総件数7,442件のうち、店舗外販売が占める割合は、45.8%となり、前年度とほぼ同じ割合であった。

また、店舗外販売のうち、相談件数が多いものは、「通信販売」が2,608件と最も多く、次いで「電話勧誘販売」が335件、「訪問販売」が288件であった。



(2) 店舗外販売の相談件数

ア 通信販売

総件数 2,608 件のうち、乳液や化粧クリーム、シャンプーの定期購入などの「化粧品」の相談が最も多く、次いで迷惑メールや不審な電話、架空請求などの「商品一般」の相談が多かった。

イ 電話勧誘販売

総件数 359 件のうち、プロバイダー契約などの「インターネット接続回線」の相談が最も多く、次いでパソコンのウィルス対策、占いサイトなどの「他の役務サービス」の相談が多かった。

ウ 訪問販売

総件数 289 件のうち、水回りの修理やトイレ修理などの「修理サービス」の相談が最も多く、次いで「インターネット接続回線」の相談が多かった。

図表 7. 店舗外販売ごとの相談件数（上位 5 位）

① 通信販売
(総件数 2,608 件)

順位	区分	件数
1	化粧品	563
2	商品一般	186
3	健康食品	166
4	紳士・婦人洋服	124
5	アダルト情報	70

② 訪問販売
(総件数 289 件)

順位	区分	件数
1	修理サービス	28
2	インターネット接続回線	18
3	電気	17
4	塗装工事	16
5	屋根工事	16

③ 電話勧誘販売
(総件数 335 件)

順位	区分	件数
1	インターネット接続回線	51
2	他の役務サービス	42
3	電気	30
4	魚介類全般	23
5	鮮魚	18

④ マルチ・マルチまがい
取引販売
(総件数 61 件)

順位	区分	件数
1	内職・副業その他	9
2	ファンド型投資商品	8
3	健康食品	8
4	商品一覧	6
5	浄水器	6

⑤ ネガティブ・オプション
(送りつけ商法)
(総件数 20 件)

順位	区分	件数
1	商品一般	6
2	カレンダー	5
3	化粧品	2
4	アクセサリ	1
5	他の教養娯楽品類	1

⑥ 訪問購入
(総件数 63 件)

順位	区分	件数
1	商品一般	15
2	アクセサリ	14
3	和服	11
4	かばん	3
5	ミシン	2

⑦ その他無店舗販売
(総件数 34 件)

順位	区分	件数
1	パーキング	3
2	他の役務サービス	3
3	タクシーサービス	2
4	宅配便サービス	2
5	飲料	2

(3) 年齢構成別の通信販売の相談件数

ア 若年層（30歳未満）

令和4年度の総件数は308件で、前年度に比べ39件減少した。オンラインゲームなどの「インターネットゲーム」の相談が最も多く、次いで乳液や化粧クリーム、シャンプーの定期購入などの「化粧品」の相談が多かった。

イ 一般層（30歳代～50歳代）

令和4年度の総件数は1,216件で、前年度に比べ236件増加した。「化粧品」の相談が最も多く、次いでダイエットサプリなどの「健康食品」の相談が多かった。

ウ 高齢層（60歳以上）

令和4年度の総件数は852件で、前年度に比べ113件増加した。「化粧品」の相談が最も多く、次いで迷惑メールや不審な電話、架空請求などの「商品一般」の相談が多かった。

図表8. 年齢構成別の通信販売の相談件数（上位5位）

若年層（30歳未満）						
	令和4年度（総件数 308件）		令和3年度（総件数 347件）		令和2年度（総件数 435件）	
順位	区分	件数	区分	件数	区分	件数
1	インターネットゲーム	39	インターネットゲーム	43	健康食品	58
2	化粧品	29	化粧品	29	デジタルコンテンツその他	57
3	健康食品	17	出会い系サイト・アプリ	27	オンラインゲーム	41
4	内職・副業その他	16	内職・副業その他	26	化粧品	40
5	出会い系サイト・アプリ	16	健康食品	23	紳士・婦人洋服	24

一般層（30歳代～50歳代）						
	令和4年度（総件数 1,216件）		令和3年度（総件数 980件）		令和2年度（総件数 1,148件）	
順位	区分	件数	区分	件数	区分	件数
1	化粧品	260	化粧品	108	健康食品	185
2	健康食品	81	商品一般	76	化粧品	100
3	商品一般	71	紳士・婦人洋服	60	デジタルコンテンツその他	91
4	紳士・婦人洋服	67	健康食品	55	商品一般	66
5	アダルト情報	32	アダルト情報	41	紳士・婦人洋服	61

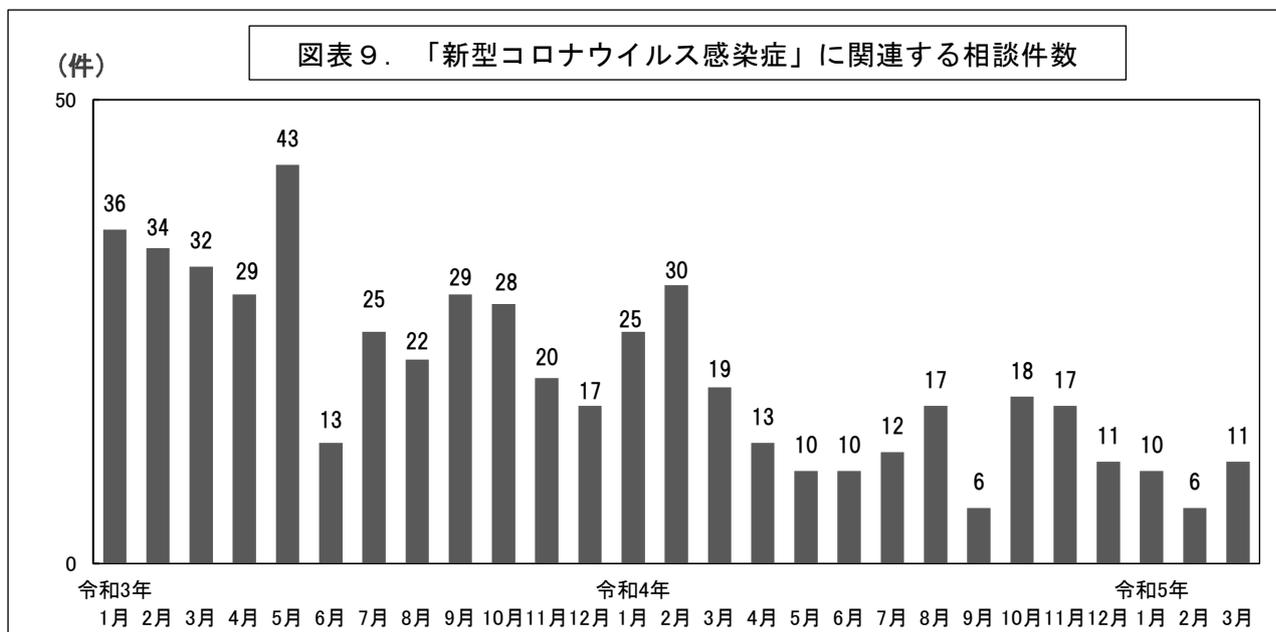
高齢層（60歳以上）						
	令和4年度（総件数 852件）		令和3年度（総件数 739件）		令和2年度（総件数 715件）	
順位	区分	件数	区分	件数	区分	件数
1	化粧品	245	化粧品	126	化粧品	91
2	商品一般	74	商品一般	64	健康食品	88
3	健康食品	57	健康食品	55	デジタルコンテンツその他	83
4	アダルト情報	27	アダルト情報	45	商品一般	59
5	紳士・婦人洋服	26	他の役務サービス	33	アダルト情報サイト	38

4 注目事例

(1) 「新型コロナウイルス感染症」に関連する消費生活相談

ア 相談件数

相談件数は、令和3年以降は微増する月もあったが、ほとんどの月で減少傾向となっており、新型コロナウイルス感染症の終息に伴って相談件数も減少していることが分かった。



イ 商品・役務別の相談件数

令和4年度の総件数は141件で、前年度に比べ159件減少した。消費者金融・クレジット会社からのローン（借金）の整理などの「フリーローン・サラ金」の相談が最も多く、次いで国内旅行などを中止する際のキャンセル料などの「国内パッキングツアー」の相談が多かった。

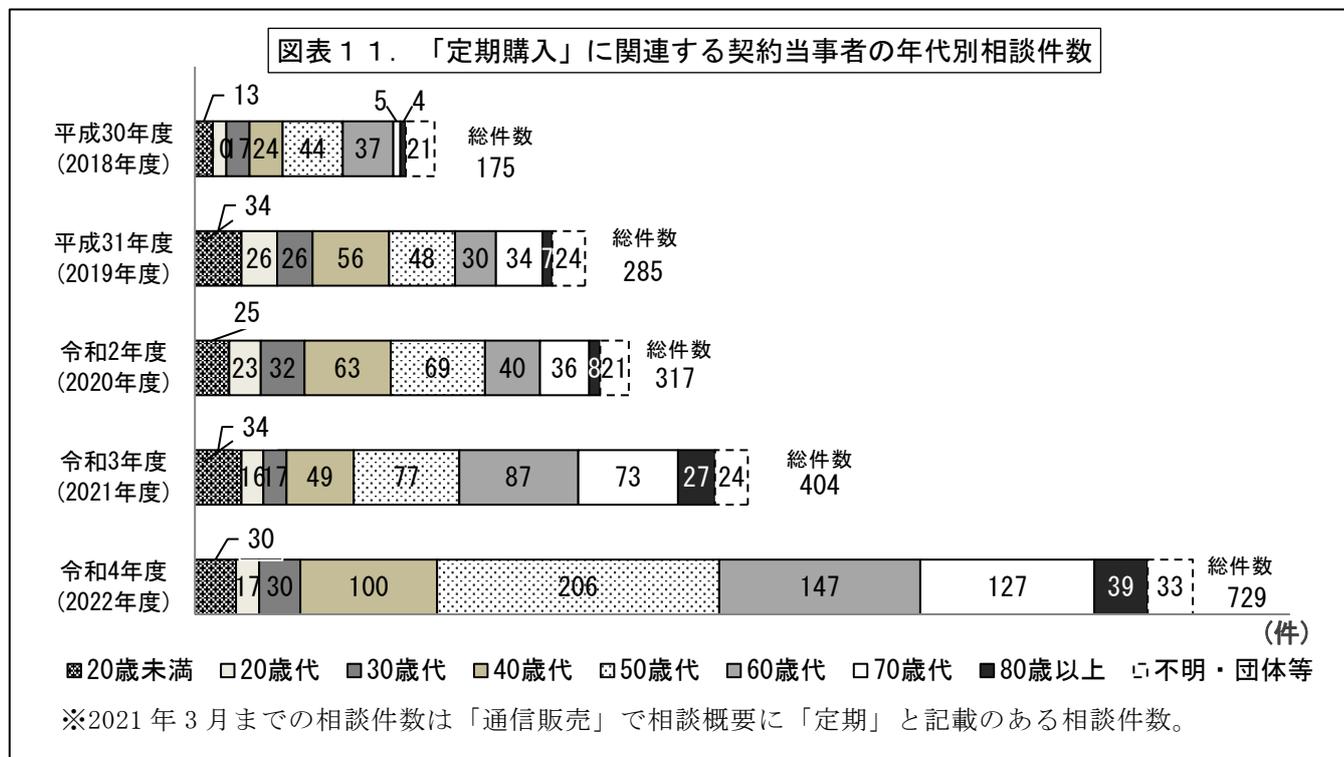
図表10. 「新型コロナウイルス感染症」に関連する商品・役務別の相談件数(上位10位)

順位	令和4年度（総件数141件）		令和3年度（総件数300件）		令和2年度（総件数787件）	
	区分	件数	区分	件数	区分	件数
1	フリーローン・サラ金	16	他の保健衛生用品	159	国内パッキングツアー	46
2	国内パッキングツアー	9	他の行政サービス	78	他の保健衛生用品	25
3	相談その他	8	相談その他	47	海外パッキングツアー	7
4	魚介類全般	7	結婚式関連サービス	33	ちり紙類	6
5	結婚式関連サービス	5	スポーツ・健康教室	32	航空サービス	6
6	スポーツ・健康教室	4	フリーローン・サラ金	23	相談その他	5
7	医療サービス	4	商品一般	23	結婚式関連サービス	5
8	商品一般	4	賃貸アパート・マンション	20	外食	4
9	その他金融関連サービス	3	化粧品	18	宿泊施設	4
10	コンサート	3	他の医療機器	14	スポーツ・健康教室	3

(2) 「定期購入」に関連する消費生活相談

ア 相談件数

相談件数は、令和4年度に急激に増加し、729件となっていた。年代別にみると、20歳以上の各年齢層で相談件数が増加しており、特に40歳代以上で大きく増加している。



イ 商品・役務別の相談件数

令和3年度、令和4年度ともに、乳液や化粧クリーム、シャンプーの定期購入などの「化粧品」に関する相談が最も多く、次いでダイエットサプリなどの「健康食品」に関する相談が多かった。「化粧品」に関する相談は、令和4年度に291件増加し、523件となっていた。

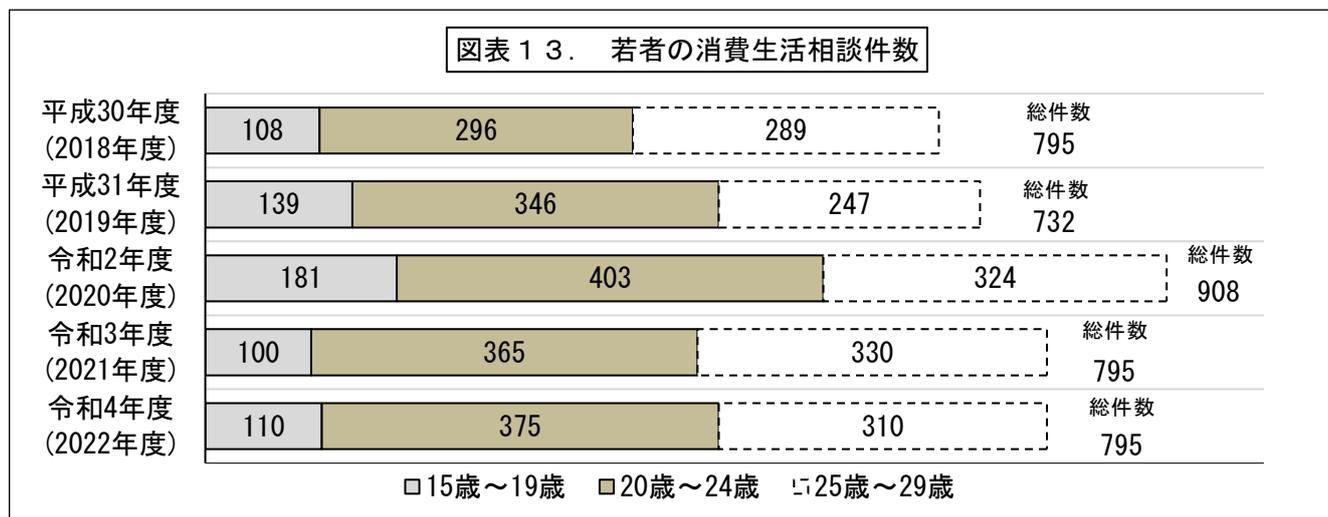
図表 1 2. 「定期購入」に関連する商品・役務別の相談件数(上位10位)

順位	令和4年度 (総件数 729件)		令和3年度 (総件数 404件)	
	区分	件数	区分	件数
1	化粧品	523	化粧品	232
2	健康食品	131	健康食品	117
3	医薬品類	18	医薬品類	14
4	タバコ用品	13	タバコ用品	9
5	飲料	13	飲料	7
6	ペット用品	4	ペット用品	3
7	娯楽等情報配信サービスその他	3	他の保健衛生用品	3
8	ソフトウェアライセンス全般	2	他の光学機器	2
9	他の光学機器	2	他の医療機器	2
10	台所消耗品	2	娯楽等情報配信サービスその他	2

(3) 若者の消費生活相談

ア 相談件数

相談件数は、令和2年度が908件と最も多く、前年度に比べ176件増加したが、令和3年度は113件減少し795件となり、令和4年度も令和3年度と同数となった。年代別に見ると令和4年度は20～24歳の総件数が375件と最も多く、次いで25～29歳の310件、15歳～19歳の110件となっていた。



イ 商品・役務別の相談件数

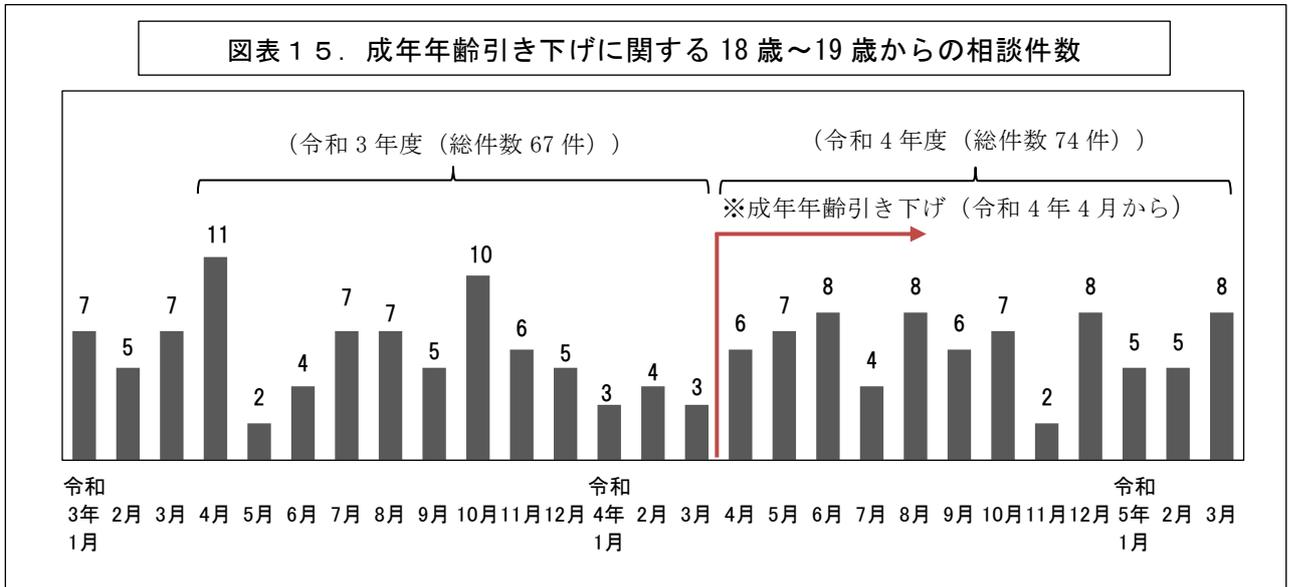
商品役務別に見ると15歳～19歳は乳液や化粧クリーム、シャンプーの定期購入などの「化粧品」の相談が最も多く、次いで美容エステや脱毛エステの契約などの「エステティックサービス」の相談が多かった。20歳～24歳は「エステティックサービス」の相談が最も多く、次いで賃貸アパートの契約、原状回復に関するトラブルなどの「賃貸アパート・マンション」の相談が多かった。25歳～29歳は「賃貸アパート・マンション」の相談が最も多く、次いで「エステティックサービス」の相談が多かった。

図表 1 4. 若者からの相談における商品・役務別の相談件数(上位 10 位)

順位	15歳～19歳 (総件数 110 件)		20歳～24歳 (総件数 375 件)		25～29歳 (総件数 310 件)	
	区分	件数	区分	件数	区分	件数
1	化粧品	16	エステティックサービス	82	賃貸アパート・マンション	36
2	エステティックサービス	14	賃貸アパート・マンション	22	エステティックサービス	31
3	インターネットゲーム	7	内職・副業その他	21	フリーローン・サラ金	16
4	移動通信サービス	5	商品一般	18	商品一般	16
5	アダルト情報	4	電気	14	他の役務サービス	14
6	健康食品	4	フリーローン・サラ金	11	内職・副業その他	10
7	内職・副業その他	4	紳士・婦人洋服	10	移動通信サービス	10
8	商品一般	4	相談その他	9	電気	10
9	相談その他	4	移動通信サービス	9	出会い系サイト・アプリ	8
10	他の教養・娯楽サービス	3	娯楽等情報配信サービスその他	8	四輪自動車	8

ウ 成年年齢引き下げに関する18歳～19歳からの相談件数

18歳～19歳からの相談件数については、令和3年度の67件から成年年齢引き下げを行った令和4年度は74件となり、7件増加した。



エ 成年年齢引き下げに関する18歳～19歳からの商品・役務別の相談件数

令和3年度までは商品・役務別の相談件数において上位の相談件数となっていなかった「エステティックサービス」の相談や携帯電話サービス、モバイルデータ通信などの「移動通信サービス」の相談が令和4年度は上位の相談となっていた。

図表16. 成年年齢引き下げに関する18歳～19歳からの商品・役務別の相談件数

順位	令和4年度 (総件数 74件)		令和3年度 (総件数 67件)		令和2年度 (総件数 111件)	
	区分	件数	区分	件数	区分	件数
1	エステティックサービス	13	化粧品	8	化粧品	16
2	化粧品	6	修理サービス	4	デジタルコンテンツその他	9
3	移動通信サービス	5	健康食品	4	健康食品	9
4	内職・副業その他	4	電気	4	紳士・婦人洋服	9
5	インターネットゲーム	3	他の身の回り品	3	商品一般	8